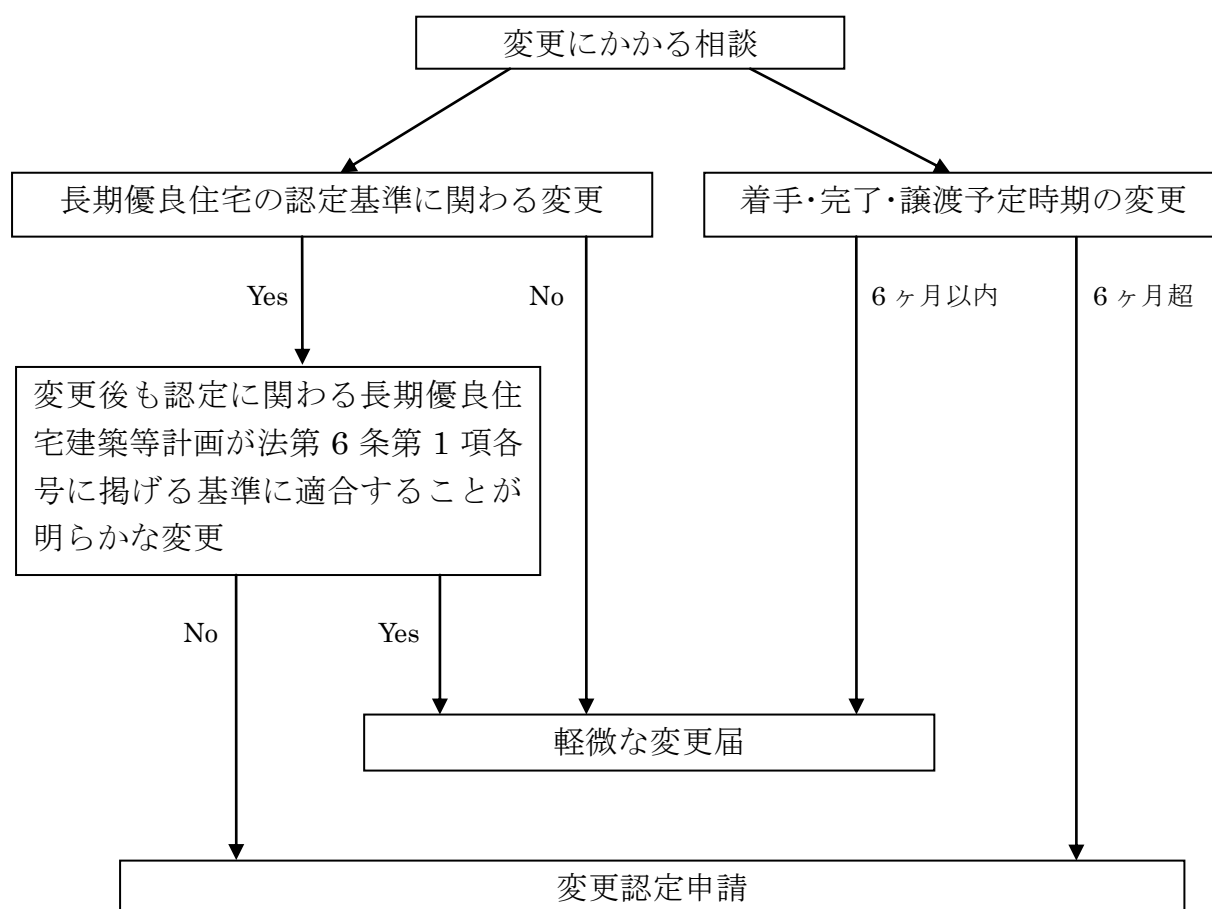


変更認定の運用について



『適合することが明らかな変更』とは、変更に伴い再計算による確認をしない等基準に適合することが容易に判断できるもの。

【適合することが明らかなものの例示】

- 住宅の品質又は性能を向上させる変更。
- 型式住宅（型式性能確認、型式性能認定、型式住宅部分等製造者認証を受けた建築物）型式住宅範囲内の変更。また計画変更に伴い認証番号の変更を生じないもの。
- 劣化対策：劣化対策に対する措置工法を変更しないで、基準に適合することが判断できるもの。
- 耐震性：仕様規定の範囲内の変更。
変更に伴い再計算（許容応力度計算等）を必要としないもの。
- 省エネ性：適用する基準（建築主等判断基準、設計施工指針本則、設計施工指針附則）を変更しないで、基準に適合することが判断できるもの。

詳しくは、建築指導課許可認定係（TEL059-354-8183）までお問い合わせください。